

建設委員会情報連絡

令和元年 10月15日

情報連絡件名	頁
(1) 羽田空港の機能強化に関する報告について	1
(2) ハザードマップ配布漏れの状況について	4
(3) 【追加】ドローンの活用に向けた運営体制について	6
(4) 千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況について	13
(5) 新田橋整備事業における仮橋歩道橋設置工事説明会の開催結果について .	14
(6) 公益信託あだちまちづくりトラスト助成活動団体成果報告会 の開催について	16
(7) 管理不全を防ぐための分譲マンション詳細調査委託について	17
(8) 東保木間一丁目地区地区計画原案説明会の開催結果について	18
(9) 新田地域における区営住宅居住者情報交換会の開催結果について	19

【参考】

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項

資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 足立区総合交通計画（素案）のパブリックコメントの実施結果について
- (2) 足立区総合交通計画の実現に向けたバスの検証運行について
- (3) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について
- (4) 有楽町線（地下鉄 8 号線）区内延伸の実現に向けた取組み状況について

（都市建設部）

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	羽田空港の機能強化に関する報告について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課 環境部生活環境保全課
内容	<p>国土交通省は、羽田空港の機能強化に向け、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線の増便を予定している。</p> <p>運用に先立ち、新飛行経路を航空機が安全に飛行できるよう、飛行検査を実施しているため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 飛行検査について（別紙参照 P2～3）</p> <p>（1）実施日時 令和元年8月30日（金）～12月下旬 午前6時～午前8時中心（土日祝日含む）</p> <p>（2）飛行検査機 セスナ式525C型 （全長16.26m 全幅15.49m 巡行速度835km/h）</p> <p>（3）飛行検査内容</p> <p>ア 航空機が安全に飛行するため、航空機に正しい位置情報を伝える施設の検査</p> <p>イ 航空機が安全に着陸するため、電波で誘導する施設の検査</p> <p>ウ 様々な航空保安施設が正常に機能しているかなどの検査等</p>
問題点 今後の方針	引続き、羽田空港の新飛行経路の運行等について情報提供に努める。

国土交通省からの お知らせです

2019年8月30日より、 羽田空港の新飛行経路に関する 飛行検査を実施いたします。

羽田空港では、国際線の増便に向けて、新しい飛行経路について2015年より各地域で説明会を開催し、多くの方々のご意見を丁寧に向いながら、追加の対策についても検討を重ねてまいりました。そして、今後も騒音・落下物対策、引き続きの丁寧な情報提供等を行うこととした上で、2020年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便することいたしました。運用に先立ち、新飛行経路を離着陸する航空機が安全に飛行できるようにするため、航空法の規定に基づき飛行検査を実施いたします。**本飛行検査は、新飛行経路を飛行するだけではなく、様々なコース等を広範囲に繰り返し飛行します。**ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。



検査予定日時

2019年 8月30日[金]～12月下旬

午前6:00～午前8:00を中心に実施[土日祝日含む]

※羽田空港の運用への影響を最小限にするため。なお、一部の検査は上記以外の日中時間帯にも実施いたします。

飛行検査についてのさらに詳しい情報は、
ホームページをご覧ください。

羽田空港のこれから

検索

新飛行経路

飛行検査機

セスナ式 525C型 (サイトーション CJ4)

- 全長:16.26m
- 全幅:15.49m
- 巡航速度:835km/h
- 航続距離:3,300km

[サイズ比較]

飛行検査機 セスナ式 525C型 ●全長:16.26m

小型機 B737-800 ●全長:39.5m

大型機 B777-200 ●全長:63.7m

[検査事項]

- 航空保安施設等が正常に機能しているかを検査します。
- 出発・進入方式等が安全上問題ないかを検証します。

- 飛行検査は、新飛行経路に加え、図で示しているコースやその周辺を飛行します。
- 検査の目的のため、新飛行経路を飛行する航空機の通常高度よりも低い高度で飛行する場合があります。
- 検査のための機器調整等を行っている間に、空中待機を行うことがあります。
- 検査状況により、検査回数が増減することがあります。

※下に掲げる検査以外にも出発経路に関する検査(数回程度)等を行います。詳細については、ホームページをご覧ください。

飛行検査の主な飛行コース

① ローカライザー電波の横幅を測定
午前6:00～午前8:00を含む日中時間帯に実施

② グライドスロープ電波の縦幅を測定
午前6:00～午前8:00実施

③ 各電波が正確な進入コースを示しているかを測定
午前6:00～午前8:00実施

①～③の各検査の詳細は裏面をご覧ください。

プロセスの決定

フェーズ1 住民の皆様との対話

フェーズ2 住民の皆様との対話

フェーズ3 住民の皆様との対話

フェーズ4 住民の皆様との対話

フェーズ5 住民の皆様との対話

丁寧な情報提供

具体化協議会・増便の決定

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2019年8月30日～12月下旬 **飛行検査**

2019年9月～11月 制限表面設定

2020年1月 航空会社への新飛行経路周知

2020年1月下旬～ 試験飛行

2020年1月下旬以降に実施する予定です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

運用開始

新飛行経路の

競投大会開催

ハ東京オリピック・

競技大会開催

飛行検査は、空港に離着陸したり航空路を飛行する航空機の安全を守るために行われます。

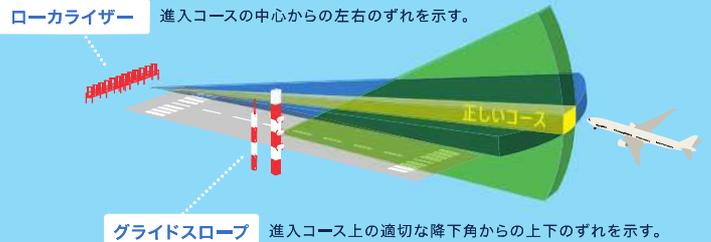
航空機が安全に飛行するために、航空機に正しい位置情報を伝える施設や、航空機が安全に着陸するための電波で誘導する施設など、空港をはじめ、日本各地には様々な航空保安施設等が設置されています。それらの航空保安施設等が正常に機能しているか等を検査するために飛行検査が実施されます。

空の安全を支える航空保安施設等



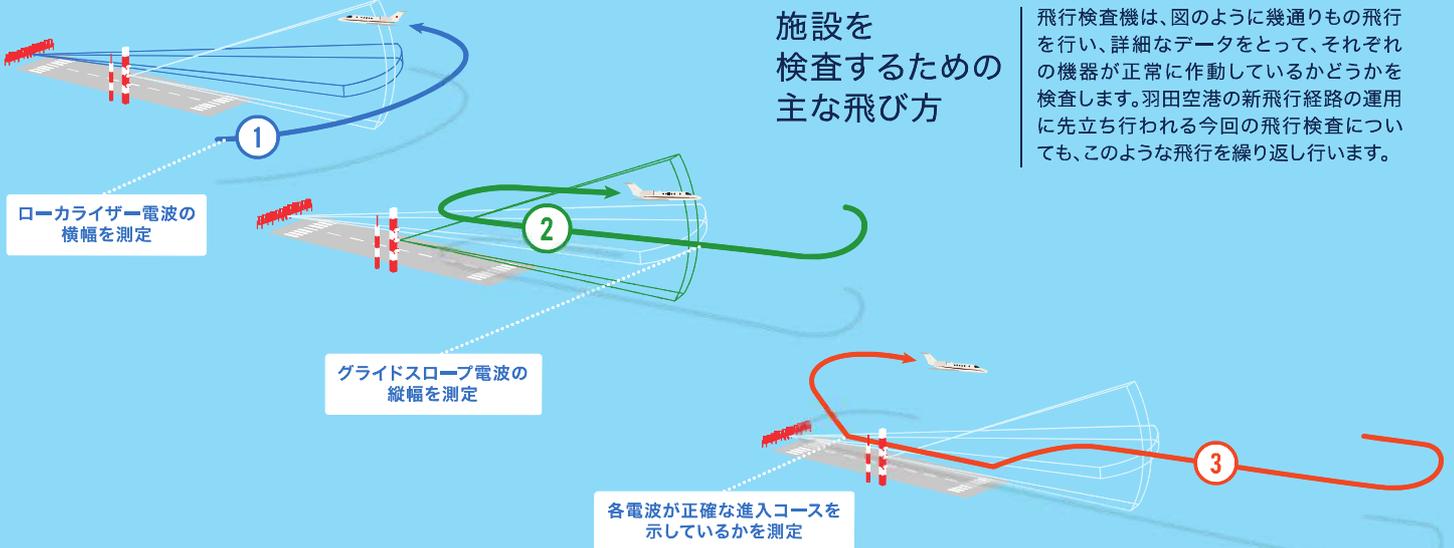
着陸を誘導する施設の仕組み

空港には、視界が悪い時でも安全に着陸できるように誘導する装置が設けられています。その仕組みは、2種類の電波を放射し、その電波がクロスして生じるラインによって正確な進入コースを示すものです。パイロットは計器によって、このコースを飛んでいるかどうかを確認し、安全に着陸できるのです。



施設を検査するための主な飛び方

飛行検査機は、図のように幾通りもの飛行を行い、詳細なデータをとって、それぞれの機器が正常に作動しているかどうかを検査します。羽田空港の新飛行経路の運用に先立ち行われる今回の飛行検査についても、このような飛行を繰り返し行います。



建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	ハザードマップ配布漏れの状況について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内容	<p>ハザードマップ配布漏れの対応状況と今後の進め方について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 配布漏れの現状（10月8日時点） (1) 問い合わせ件数 1,465件 (2) 8月以降の問い合わせ件数 1日3件程度 (3) 再配布部数 16,686部 （区配布数：9,536部、業者配布数：7,150部）</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">問い合わせ件数 推移</p> </div> <p>2 これまでの周知及び再配布方法 (1) 周知方法 ア あだち広報（6月10日号）、区ホームページ、SNS等 イ 区長ブログ（5月31日） ウ 町会・自治会の掲示板活用 (2) 再配布方法 ア 郵送配布 お問い合わせコール足立、企画調整課にご連絡いただいた方対象 イ 窓口配布 企画調整課、各区民事務所、各住区センターでの配布 ウ その他 依頼のあった町会への配布</p>

	<p>3 配布委託の契約内容</p> <p>(1) 受託者</p> <p>ア 名称 株式会社サンケイ城北広告社</p> <p>イ 住所 足立区入谷7-3-9</p> <p>(2) 契約期間 平成31年2月14日～令和元年8月30日</p> <p>(3) 契約金額 7,122,600円</p> <p>4 次回の洪水ハザードマップ全戸配布方法の検討について</p> <p>(1) 配布物の軽量化を図り、配布方法の選択肢を広げる(シルバー人材センターの活用、郵便局の利用など)。</p> <p>(2) 契約方法について、指名競争入札のほかプロポーザル方式も検討する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>届いていない区民の方へは、町会・自治会からの要望を含め、区が丁寧に対応を続けていく。</p>

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	【追加】ドローンの活用に向けた運営体制について																		
所管部課名	都市建設部企画調整課 危機管理部災害対策課																		
内 容	<p>ドローン（無人航空機）の活用に向けた運営体制が整ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 無人航空機運用要領の制定（別紙1参照 P8～11）</p> <p>（1）目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震や台風等の災害時の被災状況確認 ・ 橋梁点検及びイベント等での空撮 <p>（2）足立ドローン編成隊</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">編 成</th> <th style="text-align: center;">役 割</th> <th style="text-align: center;">役 職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>隊長</td> <td>全体総括</td> <td>災害対策課長</td> </tr> <tr> <td>副隊長</td> <td>現場責任者</td> <td>都市建設部課長級</td> </tr> <tr> <td>操縦士</td> <td>機体操縦</td> <td>都市建設部職員</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>対策本部との連絡</td> <td>危機管理部職員</td> </tr> <tr> <td>安全管理員</td> <td>周囲の安全確認</td> <td>都市建設部職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害時における指揮命令は、災害対策課長が行う。 操縦士、連絡員、安全管理員は適宜交代</p> <p>（3）名称について</p> <p>現在ドローン編成隊の名称を検討中 （案）足立フライングスクワール（A.F.S.） フライングスクワール＝ムササビ</p> <p>2 ドローン操縦技能認定講習</p> <p>（1）講習日時 令和元年6月25日、6月27日</p> <p>（2）メンバー</p> <p>災害対策課1人、都市建設部3人の合計4人がドローンパイロット2級を取得。 業務、年齢、職場年数等を参考にメンバー選定</p> <p>3 ドローンの機体</p> <p>（1）納入日 令和元年8月8日</p> <p>（2）購入機体 マビック2ズーム</p>	編 成	役 割	役 職	隊長	全体総括	災害対策課長	副隊長	現場責任者	都市建設部課長級	操縦士	機体操縦	都市建設部職員	連絡員	対策本部との連絡	危機管理部職員	安全管理員	周囲の安全確認	都市建設部職員
編 成	役 割	役 職																	
隊長	全体総括	災害対策課長																	
副隊長	現場責任者	都市建設部課長級																	
操縦士	機体操縦	都市建設部職員																	
連絡員	対策本部との連絡	危機管理部職員																	
安全管理員	周囲の安全確認	都市建設部職員																	

	<p>4 各種手続き</p> <p>(1) 航空法 (別紙2参照 P12)</p> <p>令和元年8月22日、東京航空局より「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」を受領。航空法の一部が許可され、1年間、区内での飛行が可能となった。</p> <p>(2) 保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償保険 メーカー付帯無料保険加入済み ・ 機体保険 別途契約にて加入済み <p>5 飛行訓練</p> <p>(1) 日時 令和元年9月24日(火)</p> <p>(2) 場所 荒川右岸大川町緑地</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>デモフライトに向けて、2か月に1回程度の飛行訓練を実施する。</p>

無人航空機運用要領

(目的)

第1条 この要領は、地震、台風等の水害、大規模火災、広域停電等の災害時（以下「災害時」という。）にドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項の無人航空機をいう。以下同じ。）を飛行させて上空から被災状況を確認するほか、河川、橋梁等の施設の点検及びイベントの空撮に使用する際のドローンの運用について必要な事項を定め、もってドローンの適切な運用を図っていくことを目的とする。

(利用)

第2条 ドローンを利用することができる所属（以下「利用所属」という。）は、本庁舎内所属（課及びこれに相当する室、局等をいう。）又は区の出先事業所であって、次に掲げる業務の遂行又は遂行するための訓練に携わるものとする。

- (1) 被災状況の確認
- (2) 河川、橋梁等の施設の点検
- (3) イベントの空撮
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(操縦)

第3条 ドローンを操縦する者（以下「操縦者」という。）は、航空局のホームページに掲載されている無人航空機の講習団体が行う技能講習を終了し、技能承認を受けた者とする。

- 2 操縦者は、ドローンの飛行に際し、航空法その他関係法令を遵守しなければならない。
- 3 操縦者以外の者は、ドローンを操縦してはならない。

(管理)

第4条 ドローンの管理は、都市建設部長が行い、保管場所は都市建設部企画調整課とする。

- 2 利用中のドローンの管理及び運搬は、操縦者が行う。

(航空法に基づく許可)

第5条 機体を購入したときその他の許可内容に変更があったときは、航空法第132条ただし書の規定による同条第2号の空域に係る許可並びに同法第132条の2ただし書の規定による同条第2号及び第3号に係る許可を受けるものとする。

- 2 前項以外の許可申請は、その都度、行うものとする。

(利用方法)

第6条 ドローンは、利用所属以外のものは、利用してはならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

(利用申請)

第7条 ドローンを利用しようとする所属は、ドローン利用申請書（様式第1号）及びドローン利用許可書（様式第2号）に利用所属名、所属の操縦者名（利用所属に操縦者がいる場合に限る。）、利用目的、利用期間等の必要事項を記入し、道路使用許可等の飛行に必要な各許可書の写し（航空法に基づく許可を除く。）を添付して、都市建設部長に申請し許可を得なければならない。

2 利用所属は、第3条第1項の要件を満たす操縦者が利用所属にいない場合は、前項の利用申請の際に、都市建設部長に操縦者の派遣依頼をすることができる。

3 都市建設部長は、ドローン利用申請書等提出があった場合は、申請内容を確認し、適当と認めるときは、許可し、ドローン利用許可書（様式第2号）を交付する。

（飛行）

第8条 飛行区域は、足立区内のみとする。ただし、区長が特に認めた場合はこの限りでない。

（事故対応）

第9条 利用所属及び操縦者は、ドローンの飛行によって事故が生じた場合は、直ちに飛行を中止し事故処理等の対策を行うと共に関係部署に報告しなければならない。

2 前項のほか、ドローンの利用によって発生した事故、事故処理、事後対応、賠償責任、区民へ及ぼす影響等の対策は、利用所属の責任において対処するものとする。

（利用の停止）

第10条 都市建設部長は、第5条から第8条までの規定に反する利用があったと認める場合は、ドローンの利用を停止することができる。

（災害時の運用と編成）

第11条 災害時にドローンを利用する場合は、災害対策課が運用し、指揮命令は災害対策課長が行う。

2 前項の運用時は、第7条の許可を不要とする。

3 災害時におけるドローンの運用は、操縦者を含め職員複数による編成とし、上空撮影部隊の名称は、足立フライングスクワール（A. F. S.）とする。

4 足立フライングスクワールの隊長は災害対策課長とし、隊員は隊長の指揮命令に従って行動しなければならない。

5 足立フライングスクワールの構成員は、別表のとおりとする。

（安全管理）

第12条 ドローンの運用に携わる全ての職員は、次に掲げる安全管理を徹底しなければならない。

（1） 飛行前に機体の点検を十分に行い、機体が健全であることを確認すること。

（2） バッテリーの状態確認、ファームウェアの更新確認等を定期的に行うこと。

（3） ドローンの飛行中に操縦不能となった場合でも、人身及び物件に被害を及ぼさないよう周囲の安全を十分に確保すること。

（4） その他現場状況により安全飛行に必要な措置を講ずること。

（操縦者の育成及び技術維持）

第13条 操縦者は、都市建設部長及び危機管理部長が第3条第1項の要件を満たす職員の中から数名を選出する。

2 操縦者の育成は、都市建設部で行う。

3 操縦者の育成のための講習受講費用等は、都市建設部が負担する。

4 操縦者の飛行訓練は、操縦技術維持のため毎年6回以上、都市建設部において行う。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は都市建設部長が別に定める。

付 則 (31年足都企発第1717号 令和元年10月2日 都市建設部長決定)
この要領は、令和元年10月3日から施行する。

別表 (第11条関係)

足立フライングスクワール A. F. S. (足立ドローン編成隊)			
編成	人数	役割	役職
隊長	1名	全体総括	災害対策課長
副隊長	1名	現場責任者	都市建設部課長級
操縦者	2名	機体操縦	都市建設部職員
連絡員	1名	災対本部との連絡	危機管理部職員
安全管理員	1名	周囲の安全確認	都市建設部職員

様式第1号（第7条関係）

都市建設部長

⑦ No.

ドローン利用申請書		
① 申請日	年 月 日	
② 利用所属	所属（部・課・係）	
	担当者氏名	
③ 操縦者	派遣依頼の有無（有・無）※無の場合は操縦者を記入すること。 所属： 氏名：	
④ 利用目的		
⑤ 利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
⑥ 所属長	印	

※申請者は、様式第1号の①から⑥まで、様式第2号の①、②及び④から⑥までを記入

様式第2号（第7条関係）

利用申請者

⑦ No.

ドローン利用許可書		
① 申請日	年 月 日	
② 利用所属	所属（部・課・係）	
	担当者氏名	
③ 操縦者	都市建設部からの派遣（有・無） 所属： 氏名：	
④ 利用目的		
⑤ 利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
⑥ 利用許可	年 月 日	都市建設部長

※許可者は、様式第1号の⑦、様式第2号の③及び⑦を記入

無人航空機の飛行に係る許可・承認書

足立区
足立区長 近藤やよい 殿

令和元年8月9日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させること及び飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条ただし書及び第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可及び承認する。

記

許可及び承認事項： 航空法第132条第2号
航空法第132条の2第2号及び第3号

許可等の期間： 令和元年8月22日から令和2年8月18日

飛行の経路： 日本全国（飛行マニュアルに基づき地上及び水上の人及び物件の安全が確保された場所に限り）

無人航空機： DJI製MAVIC 2 ZOOM

無人航空機を飛行させる者： 

条件：

- ・申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・許可等の期間において3ヶ月ごと及び許可等の期間終了後に、飛行実績を報告すること。

令和元年8月22日

東京航空局長 柏木 隆久

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況について										
所管部課名	都市建設部都市計画課										
内容	<p>千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事の進捗について (1) 新築工事に着工し、現在、地上躯体工事を行っている。 【再開発組合による工事スケジュール】</p> <table border="1" data-bbox="395 824 1407 1075"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>工事種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8月～ (令和2年 6月)</td> <td>地上躯体工事</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11月～ (令和2年 11月)</td> <td>仕上工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 8月～11月</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 12月</td> <td>竣工予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事の出来高(令和元年9月末現在) 約36.0%</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">【地上躯体工事状況 9月30日現在】</p>	期間	工事種類	令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事	令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事	令和2年 8月～11月	外構工事	令和2年 12月	竣工予定
期間	工事種類										
令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事										
令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事										
令和2年 8月～11月	外構工事										
令和2年 12月	竣工予定										
問題点 今後の方針	今後とも再開発組合と協議しながら、公共の福祉に寄与する事業となるよう進めていく。										

建設委員会情報連絡

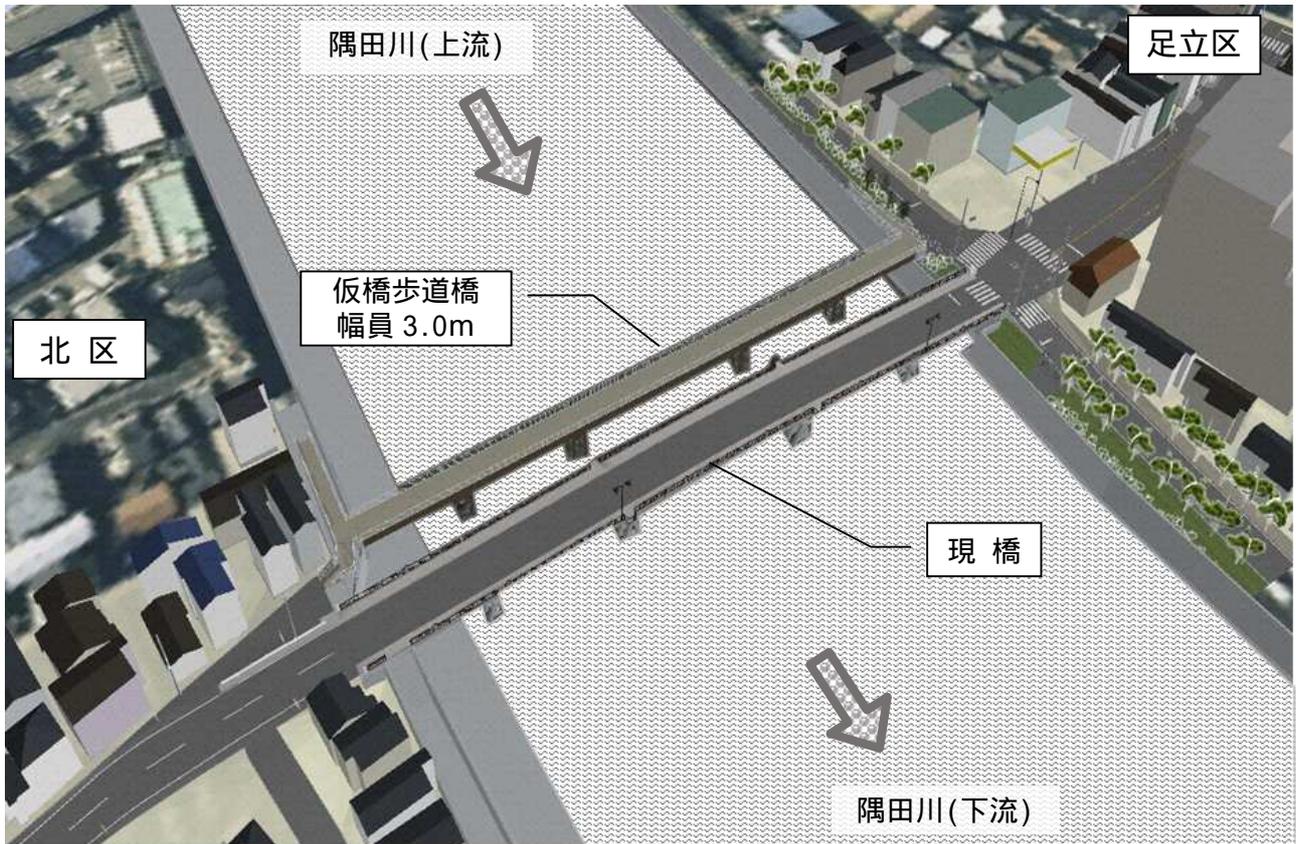
令和元年10月15日

件名	新田橋整備事業における仮橋歩道橋設置工事説明会の開催結果について
所管部課名	道路整備室街路橋りょう課
内容	<p>新田橋整備事業における仮橋歩道橋設置工事の説明会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 説明会概要 (1) 開催日時 令和元年9月3日(火) 午後6時30分～午後8時 (2) 場 所 新田学園 第1校舎新田ルーム (3) 参加者 79名(うち資料受領のみ8名)</p> <p>2 説明内容(別紙参照 P15) (1) 架け替えに至る経緯について (2) 仮橋架設工事の進め方について (3) 仮橋架設後の事業スケジュールについて</p> <p>3 主な質問や意見等について Q: 車椅子、ベビーカー、高齢者のカートも通行できないのは本当に不便で生活ができない。スロープの検討をしたのか。 A: 北区と検討してきたが、北区側はスロープを設けるだけの用地がない。今後、北区と協議する。 Q: 保育園のカートで北区の公園に行っている。通れなくなると、保育園や地域の子育て世代が困ってしまう。堤防の遊歩道を活用して、スロープを設置できるよう北区にも伝えて欲しい。 A: 足立区と北区で検討していく。 Q: 車椅子を利用している方との協議を約束してもらいたい。北区へ今日の意見を伝えてもらいたい。 A: 北区へ意見を伝えるとともに提案をする。 Q: 都バスの迂回が必要となるが、どうなるのか。 A: 東京都と協議を行っているが、迂回ルートについてはまだ確定していない。</p>
問題点 今後の方針	地元説明会の結果を踏まえ、北区と協議を行い、スロープの設置など対応策を検討する。

仮橋歩道橋設置工事スケジュール

工事	作業概要	令和元年						令和2年						
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
調査・測量	調査・測量	■						← 湯水期：11月～5月 →						完 工
階段周り 撤去工事	既設構造物 撤去				■	← 片側交互通行規制：10～12月、5月 →							■	
階段設置 工事	階段支持杭 と階段設置					■								
橋脚設置 工事	河川内の 支持杭設置						■	■						
橋桁設置 工事	橋桁・覆工板 設置								■					
仕上げ 工事	手すり設置 塗装・舗装										■			

イメージ図



建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	公益信託あだちまちづくりトラスト助成活動団体成果報告会の開催について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課
内容	<p>令和元年度あだちまちづくりトラスト助成活動団体成果報告会を開催するので、以下のとおり報告する（別添資料）。</p> <p>1 日時 令和元年10月20日（日） 午後1時15分～午後4時（予定） 開場は午後0時45分から</p> <p>2 会場 東京電機大学東京千住キャンパス100周年ホール （足立区千住旭町5番 東京電機大学1号館1階）</p> <p>3 内容 （1）成果報告会 平成30年度にトラスト助成を受けた各団体の活動成果の発表を行う。 （2）交流タイム 発表団体と一般来場者が交流できる時間を設ける。</p> <p>4 報告団体 別添資料</p>
問題点 今後の方針	<p>今年度から発表団体や一般来場者が交流できる時間も設け、まちづくり活動の連携・促進を応援していく。</p> <p>当日は発表団体や来場者へアンケートを実施し、今後の成果報告会の参考にする。</p>

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	管理不全を防ぐための分譲マンション詳細調査委託について						
所管部課名	建築室住宅課						
内 容	<p>令和元年度における分譲マンションの詳細調査委託について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 分譲マンション詳細調査業務委託について</p> <p>(1) 受託者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 名称 一般社団法人足立区マンション管理士会</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 住所 足立区西竹の塚一丁目18-9</p> <p>(2) 契約金額</p> <p style="margin-left: 20px;">2,728,000円(税込)</p> <p>(3) 契約期間</p> <p style="margin-left: 20px;">令和元年8月21日～令和2年3月19日</p> <p>(4) 調査対象</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 管理不全に陥る可能性のあるマンション(157棟)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 都条例で管理状況の届出対象となる分譲マンション(約300棟)</p> <p style="margin-left: 40px;">届出対象となる分譲マンション</p> <p style="margin-left: 40px;">1983年以前に新築されたマンションの内、6戸以上のもの</p> <p>(5) 委託内容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア ヒアリング調査(管理状況、修繕積立金状況、修繕計画等)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 調査結果の分析及びデータベース化</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 分譲マンション支援策の検討</p> <p>2 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 10月～12月</td> <td>現地ヒアリング調査実施、集計</td> </tr> <tr> <td>令和2年 1月～3月</td> <td>調査結果の分析、データベース化 分譲マンション支援策の検討</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年 10月～12月	現地ヒアリング調査実施、集計	令和2年 1月～3月	調査結果の分析、データベース化 分譲マンション支援策の検討
年 月	内 容						
令和元年 10月～12月	現地ヒアリング調査実施、集計						
令和2年 1月～3月	調査結果の分析、データベース化 分譲マンション支援策の検討						
問題点 今後の方針	委託調査結果に基づき、管理不全に陥る可能性のある分譲マンションへの支援策を検討し、令和2年度から施行される管理状況の届出制度と合わせて適正管理を推進していく。						

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	東保木間一丁目地区地区計画原案説明会の開催結果について						
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課 都市建設部都市計画課						
内 容	<p>都営保木間第4アパート建替えに伴い、都市計画法第16条に基づく東保木間一丁目地区地区計画原案説明会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催結果</p> <p>(1) 日 時 令和元年9月5日(木)午後7時～午後7時40分</p> <p>(2) 会 場 足立区総合スポーツセンター 2階会議室</p> <p>(3) 参加者 62名</p> <p>(4) 内 容 地区計画原案について</p> <p>(5) 主な質疑</p> <p>Q：都営住宅の建替えはいつから始まるのか。</p> <p>A：東京都からの情報では、令和2年秋頃までに最初の居住者移転、令和2年度末頃から解体工事、令和3年度末頃に第1期工事着工の予定と聞いている。</p> <p>Q：何号棟から建替えていくのか。</p> <p>A：東京都から検討中と聞いている。</p> <p>2 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年11月～</td> <td>都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月中旬</td> <td>第66回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画決定・告示</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年11月～	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧	令和元年12月中旬	第66回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画決定・告示
年 月	内 容						
令和元年11月～	都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧						
令和元年12月中旬	第66回足立区都市計画審議会(審議) 都市計画決定・告示						
問題点 今後の方針	今後、都市計画の手続きを遺漏なく進めていく。						

建設委員会情報連絡

令和元年10月15日

件名	新田地域における区営住宅居住者情報交換会の開催結果について												
所管部課名	建築室住宅課 区営住宅更新担当課												
内容	<p>新田地域における区営住宅の集約建替えについて、区営住宅居住者情報交換会（第7回）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催結果</p> <p>(1) 日時 令和元年9月24日（火） 1回目：午前10時～ 2回目：午後7時～</p> <p>(2) 会場 区営新田二丁目アパート集会室</p> <p>(3) 参加世帯 1回目：20世帯 2回目：12世帯 (1回目と2回目で4世帯が重複参加) 新田二丁目及び三丁目アパート居住総世帯数 32世帯</p> <p>(4) 説明した内容 ア 新田建替え基本計画（案）について イ 建替え後の区営住宅の使用料について ウ 今後のスケジュールについて</p> <p>(5) 主な意見 ア 住棟は2棟にして南面させてほしい。 イ 植栽に落葉樹は避けてほしい。 ウ 防犯カメラを設置してほしい。 エ 廃棄物持出場所は道路から離してほしい。 オ 支給される移転料では足りない。</p> <p>2 今後の予定</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年 月</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年12月</td> <td>新田建替え基本計画まとめ</td> </tr> <tr> <td>令和2～3年度</td> <td>新田三丁目アパート解体・新築工事設計</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>新田三丁目アパート解体工事</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>(仮称)新田三丁目アパート新築工事</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>本移転、戻り入居</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年12月	新田建替え基本計画まとめ	令和2～3年度	新田三丁目アパート解体・新築工事設計	令和3年度	新田三丁目アパート解体工事	令和4～5年度	(仮称)新田三丁目アパート新築工事	令和6年度	本移転、戻り入居
年 月	内 容												
令和元年12月	新田建替え基本計画まとめ												
令和2～3年度	新田三丁目アパート解体・新築工事設計												
令和3年度	新田三丁目アパート解体工事												
令和4～5年度	(仮称)新田三丁目アパート新築工事												
令和6年度	本移転、戻り入居												
問題点 今後の方針	居住者情報交換会の開催や集約建替えニュースの発行等、居住者等へ丁寧な対応を継続していく。												